

2022 年度
電源Ⅱ周波数調整力
募集要綱

関西電力送配電株式会社

目 次

第1章	はじめに
第2章	注意事項
第3章	用語の定義
第4章	募集スケジュール
第5章	募集概要
第6章	契約申込み方法
第7章	契約条件
第8章	その他

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降のライセンス制（2022年4月より開始される特定卸供給事業（アグリゲータ）制度を含みます。）導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 関西電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に実需給断面で周波数制御・需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、一般送配電事業者から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整ができる電源等の調整力（周波数制御機能を有しているものに限り、以下「電源Ⅱ周波数調整力」といいます。）を募集します。
3. 本要綱では、当社の募集する電源Ⅱ周波数調整力が満たすべき条件、契約申込み方法等について説明します。

契約後の権利義務関係等については、添付する電源Ⅱ周波数調整力標準契約書を併せて参照してください。なお、当社があらかじめ確保する電源Ⅰ周波数調整力については、「電源Ⅰ周波数調整力募集要綱」にもとづき、別途入札による募集を行ないますので、応札を希望される場合はそちらを併せて参照してください。
4. 契約者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、契約申込書を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、安定的に継続して調整力を確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等にもとづき、電源Ⅱ周波数調整力を募集します。
- (2) 契約希望者は契約申込書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、不備や遺漏等がないよう十分注意のうえ、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (3) 契約電源等が発電設備である場合、当社との間で当社託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約（発電量調整供給契約者と電源Ⅱ周波数調整力契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていることが必要です。一方、契約電源等がDRを活用したものである場合、当社との間で当社託送供給等約款にもとづく接続供給契約（接続供給契約者と電源Ⅱ周波数調整力契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていること等が必要です。
- (4) 契約希望者は、本要綱に定める諸条件および添付する電源Ⅱ周波数調整力標準契約書の内容をすべて承諾のうえ、当社に契約申込書を提出してください。
- (5) 本要綱にもとづく電源Ⅱ周波数調整力契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (6) 契約希望者が契約申込書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。契約希望者の事業主体は、日本国において法人格を有するものとします。
また、ジョイント・ベンチャー等のグループであることも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、契約申込書において参加企業すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯して本要綱、電源Ⅱ周波数調整力契約上の全責任を負うものとします。
- (7) 当社または契約者が第三者と合併または電源Ⅱ周波数調整力契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、電源Ⅱ周波数調整力契約承継の詳細な取扱いについては、添付する電源Ⅱ周波数調整力標準契約書を参照してください。

- (8) 契約申込みに伴って発生する諸費用（本契約申込みに係る費用、契約申込書作成に要する費用、電源Ⅱ周波数調整力契約の交渉に要する費用等）は、すべて契約希望者で負担していただきます。
- (9) 契約申込書は日本語で作成してください。また、契約申込書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。
- (10) 契約申込書提出後は、契約申込書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。
- (11) 契約希望者は2023年10月以降、インボイス制度が導入されるため、適格請求書発行事業者の登録が必要となります。

2. 守秘義務

契約希望者および当社は、契約に関わる協議等を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし、当社は電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁等の報告要請があった場合、必要最小限の範囲で監督官庁へ入札情報の一部を提供できるものとします。

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の問合せ専用当社ホームページより受け付けます。

問合せ専用当社ホームページ：<https://inquiry.kansai-td.co.jp/app/inquiry/index/4/1>

第3章 用語の定義

1. 電源等分類

(1) 周波数調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、周波数制御機能を提供することを必須とし、周波数制御ならびに需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

(2) 電源Ⅰ - a

当社があらかじめ確保する専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整でき、かつ、周波数制御機能を提供することを必須とする電源等をいいます。

(3) 電源Ⅰ - b

当社があらかじめ確保する専用線オンライン指令（簡易指令システム（需給調整市場の取引規程における通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で調整でき、周波数制御機能を提供することを必須としない電源等をいいます。

(4) 電源Ⅰ 周波数調整力

電源Ⅰ - a の調整によって得られる周波数調整力をいいます。

(5) 電源Ⅱ - a

当社から専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整ができる電源等（電源Ⅰ - a，Ⅰ - bを除きます。）であり、ゲートクローズ（発電事業者および小売電気事業者による需給計画の提出締切り（実需給1時間前）のことをいいます。）以降余力がある場合に当社が周波数制御のために利用することが可能なものをいいます。

(6) 電源Ⅱ - b

当社から専用線オンライン指令（簡易指令システム（需給調整市場の取引規程における通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で調整ができる電源等（電源Ⅰ - a，Ⅰ - bを除きます。）であり、ゲートクローズ（発電事業者および小売電気事業者による需給計画の提出締切り（実需給1時間前）のことをいいます。）以降余力がある場合に当社が需給バランス調整のために利用することが可能なものをいいます。

(7) DR (デマンドリスポンス)

本要綱においては、周波数制御・需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制、もしくは増加することをいいます。(Demand Response の略)

(8) アグリゲータ

単独または複数の、DRを実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御(増または減)量・期間等を指令し、DRを実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす周波数制御・需給バランス調整を実現する事業者(その事業者が調整力提供にあたって使用する設備を含みます。)をいいます。なお、需要家自らがアグリゲータとなることも可能です。

(9) 調整電源

電源Ⅰ、Ⅰ'など一般送配電事業者と調整力に関する契約を締結し、一般送配電事業者がオンライン(ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。)で出力調整できる電源等のことをいいます。

(10) 非調整電源

電源Ⅲなど調整電源に該当しない電源等のことをいいます。

(11) 発電バランシンググループ(発電BG)

単独または複数の発電所を保有する発電者の集まりで組成されるグループのことで、インバランス算定時の算定対象単位となるものをいいます。なお、調整力として供出する場合は、対象発電機(発電所)毎に単独の発電バランシンググループを設定する必要があります。

2. 契約・料金関連

(1) 電源Ⅰ周波数調整力契約電力

電源Ⅰ周波数調整力として契約する電源等との契約kWで、原則として常時、当社の指令に従い運転継続時間にわたって供出可能な出力をいいます。

なお、DRを活用した応札者の場合、当社託送供給等約款における損失率を考慮したものとしします。

(2) 電源Ⅱ周波数調整力契約

当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-aおよび電源Ⅱ-aと締結する契約をいいます。

(3) LFC 運転可能時間

1 日の運転を通じ、当社からの指令に従い、LFC 運転可能な時間数をいいます。なお、LFC 運転可能時間の最大は 24 時間とします。

(4) 基本料金

電源Ⅰ周波数調整力契約等を当社と締結した電源等が kW を供出するために必要な費用への対価をいいます。

本要綱にもとづく契約においては設定しません。ただし、後述するブラックスタート機能を提供する電源等に関しては、当社と契約者との間で、その機能提供・対価支払いについて合意した場合、協議し設定するものとします。

(5) 従量料金

当社指令に従い、電源Ⅰ - a、Ⅰ - b および電源Ⅱ - a、Ⅱ - b が起動並列・運転することにより kWh を供出するために必要な費用への対価をいいます。

(6) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいいます。燃料費等の情勢を反映するため、契約者は需給調整市場システムに毎週単価を登録するものとします。当社指令の種類に準じて、上げ調整単価 (V1)、下げ調整単価 (V2)、起動単価 (V3)、その他単価 (V4) の 4 つとします。

(7) 上げ調整単価 (V1)

当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加した電気の電力量に乗じて支払う 1kWh あたりの単価をいいます。

(8) 下げ調整単価 (V2)

当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少した電気の電力量に乗じて受け取る 1kWh あたりの単価をいいます。

(9) 起動単価 (V3)

当社が契約電源等に対して指令したことにより、追加で電源等を停止状態から、系統並列させた（以下「起動」といいます。）または計画していた起動を回避した回数に応じて、それぞれ必要または不要となった起動費用の単価をいいます。

ただし、契約電源等が、DR を活用したものである場合には、当該費用については考慮しません。

(10) その他単価 (V4)

需給ひっ迫等非常時に、当社が契約電源等に対して、定格出力以上の出力指令をした場合等、V1～V3 で設定できない事由に適用する単価をいいます。(本要綱に定める契約時に個別に設定します。)

ただし、契約電源等が、DRを活用したものである場合には、当該費用については考慮しません。

(11) 需給調整市場システム

需給調整市場において $\Delta k W$ (一般送配電事業者が、調整電源を調達した量で調整できる状態で確保し、必要なときに指令できる権利) を取引するためのシステムをいいます。

3. 需給関連

(1) 需給ひっ迫

想定される需要に対して、供給力が不足する状態をいいます。

4. 発電等機能関連

(1) ブラックスタート

当社の供給区域において広範囲な停電が発生した場合、電力系統からの電力供給を受けずに発電機の起動が可能な機能を活用して発電機の起動を行なうことをいいます。

(2) 調相運転

電力系統の電圧調整のために、揚水発電機(ポンプ水車)の空転状態において力率調整を行なうことにより無効電力を供給または吸収することをいいます。

(3) 専用線オンライン指令

当社が周波数制御・需給バランス調整を行なうため、当社中央給電指令所から、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に、周波数制御・需給バランス調整機能を具備した電源等へ運転(出力調整)を指令することをいいます。なお、中央給電指令所～電源等間の通信設備等が必要となります。以降、本要綱における当社からの指令は、当社中央給電指令所からの指令のことをいいます。

(4) ポンプアップ(揚水運転)

揚水発電所において、発電電動機を用い水車(タービン)をポンプとして利用して、下池から上池へ水を汲み上げることをいいます。

(5) 可変速揚水発電機

発電電動機の回転速度制御を行なうことにより、ポンプ水車の回転速度を変化させ、揚水量を変化させることで、ポンプアップ時でも LFC が利用できる揚水発電機のことをいいます。

(6) 系統連系技術要件

当社が維持・運用する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいいます。

(7) 周波数制御・需給バランス調整機能

電源等が接続する電力系統の周波数制御・需給バランス調整を目的に、出力を調整させるために必要な機能をいいます。

(8) GF（ガバナフリー）運転

電源等の回転速度を負荷の変動のいかんに関わらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追随して出力を調整させる運転をいいます。（Governor Free の略）

(9) LFC

定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、負荷変動に起因する周波数変化量や連系線電力変化量などを検出し、電源等の出力を自動制御することをいいます。（Load Frequency Control の略、AFC（Automatic Frequency Control の略）と同義）

(10) EDC

電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各電源等に最も経済的になるよう負荷配分を行なう制御をいいます。（Economic Load Dispatching Control の略、ELD（Economic Load Dispatching の略）と同義）

(11) DSS

需給運用の一環として、発電機を電気の使用量が少ない夜間は停止し、朝起動、昼間～点灯の時間帯運転することをいいます。1日の間に起動・停止を行なうことから、日間起動停止運転ともいいます。（Daily Start up and Shut down もしくは Daily Start Stop の略）

(12) DPC

当社から電源等に対して運転基準出力を指令し、電源等の出力を制御することをい

います。(Dispatching Power Control の略, OTM (Order Telemeter の略) と同義)

(13) MWD

本要綱では、電源等の変化レート後段の出力指令値をいいます。(Mega Watt Demand の略)

(14) OP 運転

電源Ⅱ周波数調整力契約者（以下「契約者」といいます。）と事前に合意のうえ、定格出力を超えて発電することをいいます。(Over Power の略)

(15) ピークモード運転

契約者と事前に合意のうえ、排気ガスの温度設定を通常の運転値を超過して上昇させることにより出力を上昇させる運転のことをいいます。

(16) FCB（所内単独運転）機能

電源等が連系する系統の事故等により、電源等が系統から分断された場合、発電所等所内単独で運転を継続できる機能をいいます。この場合、単独運転継続時間は 40 分以上を目安とします。(Fast Cut Back の略)

(17) 調整力ベースライン

DRを実施する際、その出力調整幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に当社託送供給等約款における損失率を考慮したものをいいます。

第4章 募集スケジュール

1. 2022 年度における電源Ⅱ周波数調整力契約に関わる募集開始から、契約締結までのスケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説 明
7/1～ 8/1	① 募集の公表および募集要綱（案）への意見募集（RFC）	当社は、調整力を調達するための電源Ⅱ周波数調整力募集要綱（案）を策定し、募集内容を公表するとともに、電源Ⅱ周波数調整力募集要綱（案）の仕様等について、意見募集を行ないます。 契約希望者で、電源Ⅱ周波数調整力募集要綱（案）を参照のうえ、各項目に対する意見がある場合は、理由と併せて意見募集期間中までに専用フォーム URL より意見を提出してください。
8/2～ 8/31	② 募集要綱の確定	当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を反映した電源Ⅱ周波数調整力募集要綱を制定します。
9/1～ 10/31	③④ 契約申込みの受付開始および契約協議	当社は、電源Ⅱ周波数調整力契約の契約申込みの受付を開始し、必要に応じて協議を実施いたします。 電源Ⅰ周波数調整力の落札候補者の選定のための契約受付については、10/31 を一次締切として設定しますので、契約希望者は、本要綱に記載のとおり契約申込書を作成し、10/31 までに提出してください。
11/1～	⑤ 以降、随時受付および契約協議	一次締切を過ぎた後も契約申込みは随時受け付けます。契約希望者は、本要綱に記載のとおり契約申込書を作成し、提出してください。

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源Ⅱ周波数調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 募集容量

募集容量は設けておりません。

契約申込みを受付けた電源等のうち、本要綱で規定する要件を満たす電源等すべてと契約協議を行いません。

(2) 電源Ⅱ周波数調整力提供期間

1 年間

イ 電源Ⅱ周波数調整力提供期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

ロ 以下に示す事項等により、2023 年 4 月 1 日以降に契約する場合の契約期間は契約者との協議にもとづき定めた日から当該年度末（3 月 31 日）までとします。

(イ) 一次締め切り以降の随時受付による契約申込であって、2023 年 3 月 31 日までに契約協議が完了しない場合

(ロ) 契約希望者が新たに特定卸供給事業を開始するにあたって、電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し事業開始可能な状態となる日が 2023 年 4 月 1 日以降となる場合

(3) 対象電源等

当社の系統に連系する専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で出力調整可能な電源等

イ 当社の系統に連系する電源等（連系線を経由して当社系統に接続するものを除きます。）で、当社から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）指令で出力調整可能な電源等といたします。

※当社の供給区域である淡路島南部地域（別紙参照）については、四国電力送配電株式会社の系統と連系していることから、当社の調整力公募の対象とはいたしません。

ロ 契約申込時点で営業運転を開始していない電源等、および当社中央給電指令所と専用線オンライン信号（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の送受信を開始していない電源等の場合、電源Ⅱ周波数調整力提供期間までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、電源Ⅱ周波数調整力契約において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、電源Ⅱ周波数調整力提供期間までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

(4) 契約単位

原則，発電機単位

発電設備を活用した契約を希望される場合は，原則，発電機単位といたします。

DRを活用した契約を希望される場合は，本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータ単位で契約申込みしていただきます。

複数の契約申込が同一の設備（または需要家）を重複して用い，当該設備から供出される，それらの供出電力（kW）の合計値が，当該設備の設備容量を超過して契約申込していることが判明した場合，当該設備（または需要家）を用いた全契約申込に対し，当該設備（または需要家）を契約申込内容の内訳として勘案しないこととします。

イ 発電設備を活用した契約を希望される場合は，原則として発電機単位で契約しますので，契約に際して計量器の設置・取り替えが必要になる場合があります。計量器の設置・取り替えに係る費用は，契約希望者の負担とします。

ロ 契約希望者が計量単位の集約を希望される場合は，別途協議いたします。

ハ DRを活用した契約を希望される場合は，当社託送供給等約款にもとづく計量器を用いて，当社からの専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）にもとづく調整力ベースラインからの出力調整値を特定できることを前提とし，本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には，アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば 30 分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ，別途協議いたします。

(5) 出力調整幅

±5,000kW 以上

当社からの指令により，5 分以内に出力調整可能な上げ下げ量が±5,000kW 以上あることが必要です。

2. 当社からの専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で制御可能とするために必要な設備要件は原則として以下のとおりです。

(1) 設備要件

イ 周波数制御・需給バランス調整機能

契約申込みしていただく電源等については，周波数制御・需給バランス調整のため，下記の機能を具備していただきます。

(イ) GF（ガバナフリー）機能

(ロ) 周波数変動補償機能

システムの周波数変動により，ガバナ等で調整した出力を電源等の自動出力制御装置が出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナ等による出力相当を出力指令に加算する機能を具備していただきます。

(ハ) 出力低下防止機能

ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備については系統周波数の低下にともない発電機出力が低下することから、周波数 58.8Hz までは発電機出力を低下しない、もしくは一度出力低下しても回復する機能を具備していただきます。

(ニ) LFC（自動周波数制御機能）

当社からの LFC 信号に追従し、電源等出力を変動していただきます。

(ホ) EDC（経済負荷配分制御機能）

当社からの出力指令に、電源等出力を自動追従していただきます。なお、EDC 運転中に LFC 機能を同時に使用することについても対応していただきます。

ロ 周波数制御・需給バランス調整機能の詳細

具体的な電源等に求める性能は以下のとおりです。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがあります。

	GT および GTCC 火力	その他火力
GF 調定率	5%以下	5%以下
GF 幅＊ 1	5%以上 (定格出力基準)	3%以上 (定格出力基準)
LFC 幅	±5%以上 (定格出力基準)	±5%以上 (定格出力基準)
LFC 変化速度＊ 2	5%/分以上 (定格出力基準)	1%/分以上 (定格出力基準)
EDC 変化速度	5%/分以上 (定格出力基準)	1%/分以上 (定格出力基準)
EDC+LFC 変化速度＊ 2	10%/分以上 (定格出力基準)	1%/分以上 (定格出力基準)
最低出力＊ 3	50%以下 DSS 機能具備＊ 4	30%以下

＊ 1 ガスタービン (GT) およびガスタービンコンバインドサイクル (GTCC) についてはロードリミットまでの上げ余力値が定格出力の 5%以上、その他火力電源についてはロードリミットまでの上げ余力値が 3%以上を確保していただきます。定

格出力付近などの上記条件を満たせない出力帯における設備要件については別途協議いたします。

- * 2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安全運転により上記条件を満たせない場合は別途協議いたします。
- * 3 気化ガス (boil of gas) 処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議いたします。
- * 4 発電設備を用いて契約を希望する場合、日間起動停止運転は、発電機解列～並列まで8時間以内で可能なこととします。

火力発電設備以外については、上記火力発電設備と同等の機能を有していただくこととし、詳細は、別途協議いたします。

ハ 信号

契約申込みしていただく電源等については、周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

- a EDC ※指令値
- b LFC ※増/減指令

※当社からの出力調整指令(数値信号/パルス信号)を受信していただきます。

(ロ) 送信信号

- a 現在出力
- b 可能最大出力(ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクルのみ)
- c EDC, LFC ※使用/除外
- d 周波数制御・需給バランス調整機能故障

※cについては、EDC, LFCそれぞれの使用/除外(不使用)の状態を送信いただきます。

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004(2019))へ準ずる必要があります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

3. 電源Ⅱ周波数調整力が満たすべき運用要件等は原則として以下のとおりとします。

(1) 運用要件

需給運用への参加および運用要件の遵守

イ 当社の求めに応じて契約電源等の発電等計画値(DRを活用した契約者の場合は、

需要家毎の内訳を含みます。)や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。

ロ ゲートクローズ後、当社が調整力の提供を求めた場合は、特別な事情がある場合を除いて、これに応じていただきます。

ハ また、当社が調整力を必要とする場合は、ゲートクローズ前であっても並解列等の指令に従っていただきます。なお、この場合も、当社託送供給等約款にもとづき提出される、発電バランシンググループの計画値に織り込む必要はありません。

ニ 作業等により契約電源等（発電設備を活用した電源等に限りま。）の出力抑制が必要となった場合は、すみやかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

ホ トラブル等、不具合の発生時には、すみやかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

(2) その他

イ 技術的信頼性

(イ) 契約申込みしていただく電源等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR事業者であればDR実績（DR実証試験による実績を含みます。）を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源Ⅱ周波数調整力の供出を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

(ロ) 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

- a 発電機等の試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出
- b 当社からの専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）による性能確認試験の実施
- c 現地調査および現地試験
- d その他、当社が必要と考える対応

(ハ) 電源Ⅱ周波数調整力提供期間において、定期点検の結果等により、契約電源等の機能等に変更があった場合は、適宜、当社に連絡していただきます。

ロ 電気事業法に定める手続きの実施

契約希望者は、電源Ⅱ周波数調整力の提供に必要な電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、提供期間の始期までに事業開始可能な状態としていただく必要があります。

ハ 電源等が準拠すべき基準

契約申込みしていただく電源等については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

ニ 燃料制約等を超過した調整力の提供について

電力量不足による需給ひっ迫が発生し、電源Ⅰが不足する場合や、電源Ⅱの余力が減少して十分なポンプアップができず、電源Ⅰ契約を締結している揚水発電所の貯水量が不足する場合等において、契約者が設定した燃料制約等を超過して調整力を提供することについて、協議させていただくことがあります。

なお、この場合の詳細条件（超過範囲、時期等）については、事前に契約者と当社との間で協議により決定いたします。

ホ 電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応に伴う協力依頼について

今後の電力広域的運営推進機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、協議させていただくことがあります。

第6章 契約申込み方法

1. 契約希望者は、下記のとおり、契約申込書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。

なお、契約申込書および印鑑証明書は電子データでの提出は認められませんが、（1）イ（チ）供出設備に関する情報がわかる書類（添付書類）について、例えば地点数が多い案件などで添付書類が膨大となる場合は、提出前に当社へ事前相談の上当社が認めた場合のみ、電子データでの提出を可能とします。

（1）契約申込書の提出

イ 提出書類

契約申込書（様式1～様式7）および添付書類

契約申込書の概要は以下の通りです。

- （イ） 契約申込書（様式1）
- （ロ） 契約者の概要（様式2）
- （ハ） 電源等の仕様（様式3－1，3－2，3－3）
- （ニ） 周波数制御・需給バランス調整機能（様式4）
- （ホ） 電源等の主要運用値・起動停止条件（様式5－1，5－2，5－3，5－4）
- （ヘ） 運用条件に関わる事項（様式7）
- （ト） 契約申込書に押捺した印章の印鑑証明書
- （チ） 供出設備に関する情報がわかる書類（添付書類）

※様式6は不要（欠番）です。

※供出設備に関する情報がわかる書類の詳細については各契約申込書様式をご確認ください。

※申込書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

ロ 提出方法

提出書類は部単位にまとめ、一式を持参してください。提出書類について、別途弊社からの求めに応じて電子データの提出に応じて頂きます。

ハ 提出場所

〒530-0005

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力送配電株式会社 託送営業部 電力契約グループ

ニ 募集期間

2022年9月1日（木）～2022年10月31日（月）

※電源Ⅰ周波数調整力の応札者は、本要綱に記載のとおり契約申込書を作成し、10月31日（一次締切）までに提出してください。また、電源Ⅰ需給バランス調

整力契約への公募に応札いただいた電源で、落札後、電源Ⅱ需給バランス調整力契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約の締結を希望される場合、および、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約への公募に応札いただいた電源で、落札後、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW・kWh) 契約と同時に電源Ⅱ周波数調整力契約の締結を希望される場合、本要綱に記載のとおり契約申込書を作成し、10月31日（一次締切）までに提出してください。

(イ) 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

(ロ) 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。

【問合せ専用当社ホームページ】

<https://inquiry.kansai-td.co.jp/app/inquiry/index/4/1>

ホ 申込みを無効とするもの

(イ) 記名押印のないもの

(ロ) 提出書類に虚偽の内容があったもの

2. 郵送で申し込む場合、以下の点に留意の上、第6章1.(1)ハ 提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた契約申込書は無効とさせていただきます。

(1) 契約申込書一式を封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「契約申込書在中」と記載してください。

(2) 一般書留または簡易書留で郵送してください。

(3) 郵送で申し込む場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

第7章 契約条件

1. 主たる契約条件は以下のとおりです。詳細については、電源Ⅱ周波数調整力標準契約書を確認願います。なお、本章の記載と電源Ⅱ周波数調整力標準契約書の記載が相違する場合は電源Ⅱ周波数調整力標準契約書の記載を優先します。

(1) アグリゲータが電源Ⅱ周波数調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ アグリゲータが当社指令に応じて電源Ⅱ周波数調整力を提供すること。

ロ アグリゲータが供出する電源Ⅱ周波数調整力が5,000kW以上であり、かつ、アグリゲータが複数の需要家を束ねて電源Ⅱ周波数調整力を供出するときは、需要家ごとの供出電力が1kW以上であって、次のいずれにも該当すること。

(イ) 需要家に対して、次の a および b の事項を定めた電源Ⅱ周波数調整力供出計画を適時策定し、当該計画に従って適切な発電等出力調整の指示を適時に出すことができること。

a 発電等出力調整の量

b 発電等出力調整の実施頻度および時期

(ロ) 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

(ハ) 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

(ニ) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、適切な契約がなされていること。

ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ 電源Ⅱ周波数調整力の算定上、需要場所が当社託送供給等約款 2.9（計量）（3）（技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があつて、計量器を取り付けない事業者等）に該当しないこと。

ホ アグリゲータが、需要家に当社の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者が、当社託送供給等約款附則 9（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。

(2) 提供期間

1 年間

調整力提供期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで 1 年間とします。

以下に示す事情等により、4 月 1 日以降に契約する場合の提供期間は契約者との協議に基づき定めた日から当該年度末（3 月 31 日）までとします。

イ 一次締切以降の随時受付による契約申込であって、2023 年 3 月 31 日までに契約協議が完了しない場合

ロ 契約希望者が新たに特定卸供給事業を介意するにあたって、電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、事業開始可能な状態となる日が 2023 年 4 月 1 日以降となる場合

(3) 基本料金

なし

イ 基本料金の設定はありません。

ロ ただし、ブラックスタート機能を提供することについて、当社と合意した場合は、その機能維持にかかる費用を当社が負担します。

(4) 従量料金

当社指令に従って運転したことに伴う kWh 調整費用を月ごとに支払い(翌々月払い。)

イ 契約者は、契約期間の開始までに、ロの単価の登録が期限までに行なわれなかった場合に適用する上げ調整単価、下げ調整単価、起動費（発電設備に限ります。）の単価、その他単価（以下、総称して「初期登録単価」といいます。）およびその算定基準となる火力発電機の熱消費量特性曲線より求めた定数（火力発電機を用いた契約者に限ります。以下、「abc 定数」といいます。）をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。契約者があらかじめ需給調整市場システムに登録した各単価（以下「初期登録単価」という。）に変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録していただきます（契約設備が需給調整市場における取引に用いられない場合（需給調整市場に関する契約が締結されていない場合）であっても、ロの単価含め需給調整市場システムへの登録が必要です。）。

ロ 契約者は、毎週火曜日 14 時までに、週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）の料金に適用する上げ調整単価、下げ調整単価、起動費（発電設備に限ります。）の単価、その他単価および abc 定数（火力発電機を用いた契約者に限ります。）を、需給調整市場システムに登録していただきます。

なお、当該期限までに単価の登録が行なわれなかった場合、初期登録単価を適用することといたします。

また、各単価については、コストを踏まえた設定としてください。

ハ ロの単価登録以降にロで登録した単価を変更する場合は、ゲートクローズまでに行なっていただきます。

ただし、契約設備が電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の提供に関する契約が締結されている場合、または需給調整市場における取引に用いられる場合（需給調整市場に関する契約が締結されている場合）の当該変更期限は、当該契約の規定によるものとします。

ニ イおよびロの単価登録やハの単価変更をする際は、以下のとおりとしていただきます。

（イ） 発電機を用いた契約者の場合

最低出力から最大出力までの間において、常に上位の出力帯の単価が下位の出力帯の単価を上回るように登録していただきます。なお、最低出力未満はこの限りではありません。

（ロ） DR を活用した契約者の場合

常に上位の供出電力帯の単価が下位の供出電力帯の単価を上回るように登録していただきます。

なお、出力帯および供出電力帯は、最下限値 0kWh から登録していただきます（最下限値が 0kWh 以外の場合は、最下限値を 0kWh とみなし料金の算定を行います。）。

ホ 当社指令による上げ調整費用（上げ調整電力量×上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整電力量×下げ調整単価）、起動費等に係る料金を月ごとに精算します。

ヘ 揚水運転を行なうために要した託送料金を月ごとに精算します。

ト 揚水機による調相運転機能を有する場合は、調相運転を行なったことにより増加した所内電力量相当分等の応分の費用を月ごとに精算します。

チ 本契約の対象となる契約設備が需給調整市場における取引に用いられる場合（需給調整市場に関する契約が締結されている場合）は、イ、ロおよびハの単価にもとづき、従量料金を算出し、需給調整市場における調整電力量料金とあわせて精算いたします。

なお、下げ代不足に起因する三次調整力②の調達不足への対応として需給調整市場検討小委員会で整理された方法 1，方法 2 による需給調整市場への入札を希望する場合は、通常の精算方法では起動費等が需給調整市場約定料金と調整力精算の二重精算となることから、別途覚書の交換が必要となりますので、契約協議時に当社まで申し出てください。なお、覚書内容等の詳細については、個別に協議させていただきます。

第 25 回 需給調整市場検討小委員会 資料 2（スライド 21）

https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2021/files/jukyu_shijyo_25_02.pdf

※ イおよびロの単価登録やハの単価変更をする際に需給調整市場システムを使用

するため、当該システムを利用するために必要となる機材等を、契約希望者の責任と負担において用意していただきます（当該機材等の購入費用や通信設備の施設に係る費用等、需給調整市場システムの利用に係る費用については、すべて契約希望者の負担といたします。）。

また、単価登録および単価変更をするために必要となる電源等データ等その他の情報についても、あらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。

なお、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行なわれた処理について、一切の責任を負っていただきます。需給調整市場システムに関する詳細については、需給調整市場における取引規程等をご確認ください。

※（３）（４）について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、事業税課税標準に収入割を含む場合、料金支払い時に収入割相当額を加算いたします。

一方、当社が支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

※（３）（４）に定めのない費用について、当社が必要と認めた場合には、別途協議のうえお支払いいたします。

（５）計量器

原則として、発電機毎に計量器を設置

ただし、DRを活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）にもとづく調整力ベースラインからの出力調整値を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

イ 原則として発電機ごとに記録型等計量器を取り付け、30分単位で計量を実施します。

ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施します。

ハ 送電端と異なる電圧で計量を行なう場合は、別途協議により定めた方法により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。

ニ 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、計量器は当社が選定し、原則として、当社の所有として当社が取り付け・取り替えし、その工事費の全額を契約者から申し受けるものとします。

(6) 運用要件

需給運用への参加および運用要件の遵守

契約者は、契約電源等について本要綱第5章に定める運用要件および電源Ⅱ周波数調整力契約書における運用要件を満たし、特別の事情がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

(7) 契約の解除

イ 契約者または当社が、本契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとします。

ロ 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとします。

ハ 契約者または当社が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができます。

(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(ロ) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合

ニ 契約者または当社が締結する電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約に代わって電源Ⅱ周波数調整力契約を締結している電源等が締結している電源Ⅰ需給バランス調整力契約、および、電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kW・kWh)契約と同時に電源Ⅱ周波数調整力契約を締結している電源等が締結している電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kW・kWh)契約が解約または解除された場合、電源Ⅱ周波数調整力契約も当然に解約または解除されるものいたします。

第8章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

- (1) 電源Ⅱ周波数調整力契約を締結した契約者は、申出単価（当社の指令に応じる kWh 対価）をあらかじめ提示してください。（単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。）

なお、第5章3（2）ニにもとづき燃料制約等を超過した調整力の提供に応じていた
だく場合、機会費用を加味した V1 単価を設定してください。

※機会費用の考え方については制度設計専門会合等の整理に準ずるものとします。

イ 発電設備を活用した契約者の場合

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下の kWh 単価（V1, V2, V4）を乗じて対価を算定します。

V1：上げ調整を行った場合の増分単価（円/kWh）を出力帯別に設定

V2：下げ調整を行った場合の減分単価（円/kWh）を出力帯別に設定

V4：OP運転、ピークモード運転を行った場合の定格出力を越えた出力帯の増分
単価（円/kWh）

ロ DRを活用した契約者の場合

精算時は、実績電力量に当社託送供給等約款における損失率を考慮したものと、調
整力ベースラインとの差分に、以下の kWh 単価（V1, V2）を乗じて対価を算定します。

調整力ベースライン：当社の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲー
ション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁）
における標準ベースライン等を踏まえ、電源Ⅱ周波数調整力
契約の中で、個別に協議し、その設定方法を取り決めた上で、
当社託送供給等約款における損失率を考慮して算出します。

V1：上げ調整を行った場合の増分単価（円/kWh）を出力帯別に設定

V2：下げ調整を行った場合の減分単価（円/kWh）を出力帯別に設定

- (2) 申出単価（当社の指令に応じる kWh 単価）については、週1回、需給調整市場システ
ムに登録（火曜日14時まで）していただきます。

なお、入船トラブル・燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場
合については、変更協議を行ないます。

発電設備を活用した契約者の場合、当社託送供給等約款上、BG（balancing group）最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と当社の対価の授受と
して

□ $Y - X > 0$ の場合

差分電力量 $\times V1$ を当社が契約者に支払います。

□ $Y - X < 0$ の場合

差分電力量 $\times V2$ を契約者が当社に支払います。

□ $Y - X = 0$ の場合

対価の授受は発生しません。

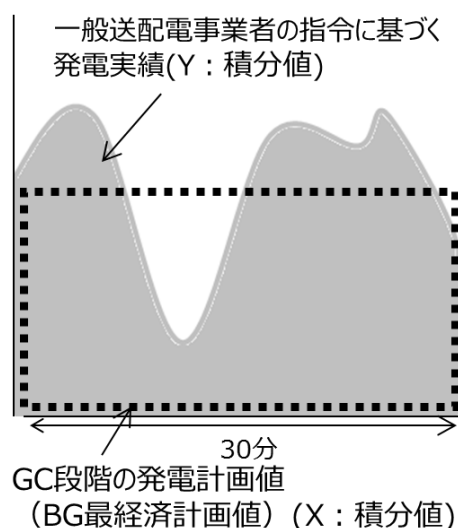
X：ゲートクローズ段階で契約者が当社に提出する発電計画値の積分値

Y：一般送配電事業者の指令にもとづく発電実績の積分値

□ 当社がBG最経済計画と異なる起動を指令した場合

$V3$ を当社が契約者に支払います。

(起動を回避できた場合は、 $V3$ を契約者が当社に支払います。)

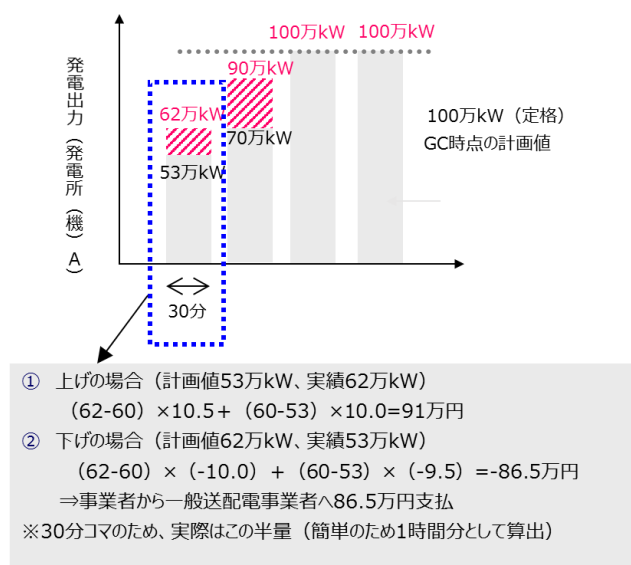


上記において、DRを活用した契約者の場合、Yを“調整力ベースラインから求まる積分値”にXを“一般送配電事業者の指令にもとづく需要実績の積分値”に読み替えます。なお、それぞれ、当社託送供給等約款における損失率を考慮したもの（ $1 / (1 - \text{損失率})$ ）を乗じたもの）とします。また、「当社がBG最経済計画と異なる起動を指令した場合」については適用いたしません。

2. 上げ単価・下げ単価の設定方法と精算方法の具体例

(1) $V1$ 、 $V2$ の設定イメージと精算方法の具体例は以下のとおりといたします。

一般送配電事業者と事業者の精算イメージ



V1,V2 (設定イメージ)

上段：V1 (上げ側単価)
 下段：V2 (下げ側単価) [円/kWh]

(万kW)	発電所 (機) A	発電所 (機) B	発電所 (機) C
90以上～100	12.0 -11.5	...	...
80以上～90未満	11.5 -11.0	...	...
70以上～80未満	11.0 -10.5	...	...
60以上～70未満	10.5 -10.0	...	...
50以上～60未満	10 -9.5	...	...
...	...	...	...

※V1, V2 の設定幅については、電源等の定格出力の 10%以上を目安に、電源Ⅱ周波数調整力契約 (またはその付帯文書) にて取り決めます。

3. 起動費の設定方法と精算方法の具体例 (発電設備を活用した契約者に限る)

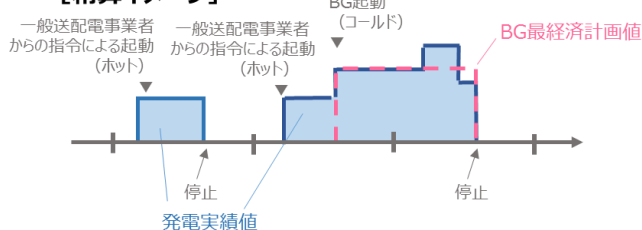
(1) 電源Ⅱ周波数調整力契約を締結した契約者は、当社の指令に応じる起動単価 (V3) をあらかじめ提示します。

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値による起動並列回数をモード毎の V3 で積算した金額と、当社指令に従い実際に起動並列した回数をモード毎の V3 で積算した金額の差分金額を、費用として契約者と当社との間で精算します。

V3：停止から起動までの停止時間の長さに応じて設定するモード毎の起動単価
 (円/回・機)

(2) 契約単位 (計量単位) が発電機単位でない場合の起動回数のカウント方法は、別途協議により決定します。

【精算イメージ】



	BG計画値 によるカウント	BG実績値 によるカウント	差
ホット起動	0回	2回	2回
コールド起動	1回	0回	-1回

- ① BG計画値による起動費
(200万円×0回) + (300万円×1回) = 300万円
- ② BG実績値による起動費
(200万円×2回) + (300万円×0回) = 400万円
⇒ 一般送配電事業者から事業者へ差分100万円を支払い

V3 (設定イメージ)

[円/回・機]

停止時間 (解列～並列まで)	発電所 (機) A	発電所 (機) B
2時間以内 (バリー・ホットモード)	100 万円	...
8時間以内 (ホットモード)	200 万円	...
56時間以内 (コールドモード)	300 万円	...
56時間を超える場合 (バリー・コールドモード)	400 万円	...

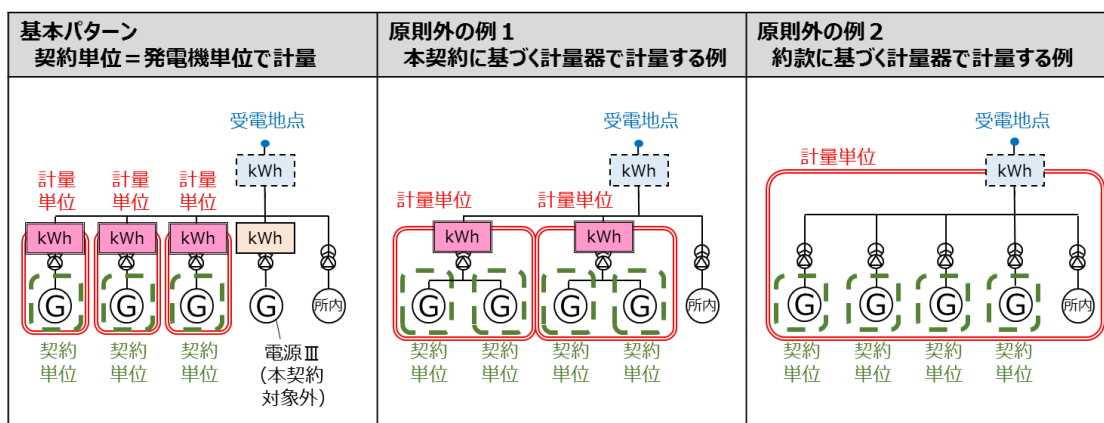
※起動モードの区分、名称等は各社マター

※起動回数ならびに各々の起動モードを判定するには、30分毎の計量値（ゼロ・非ゼロ）によるものを基本とし、必要に応じ、当社からの指令記録などを参照することとします。

4. 計量単位について（発電設備を活用した契約者に限る）

(1) 本要綱の第5章、第7章にあるとおり、原則として発電機ごとに契約しますので、契約に際して計量器の設置・取り替えが必要になる場合があります。

(2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と本契約を締結し、すべての発電機の調整力提供に関わる kWh 単価（V1, V2, V4）が同一であること等が条件になります。



kWh …託送供給等約款に基づく計量器（発電量調整契約の精算用）
 kWh …本契約に基づく計量器（本契約の調整電力量精算用）

5. 調整電源 BG の設定について

※詳細については別途ホームページに公表する資料「逆潮流アグリゲーションおよび発

電バランシンググループの設定方法に関する取扱いについて」をご確認ください。

(1) 調整電源 BG 設定について

託送供給等約款により，調整電源は原則として，発電機毎に単独で発電 BG を設定していただく（以下，「単独 BG 化」といいます）ことを条件として申込していただきます。

(2) 部分買取の発電場所の調整電源 BG 設定について

部分買取となっている発電場所を電源Ⅱ周波数調整力契約電力として供出する場合，発電契約者それぞれが当該発電場所を調整電源 BG として単独 BG 化する必要があります（調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます）。

6. 機能の確認・試験について

(1) 電源Ⅱ周波数調整力契約の締結にあたり，満たすべき設備要件，運用要件を満たしていることを確認するために，当社から以下の対応を求められた場合，契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

- イ 発電機等の試験成績書の写し等，電源等の性能を証明する書類等の提出
- ロ 当社からの専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）による性能確認試験の実施
- ハ 現地調査および現地試験
- ニ その他，当社が必要と考える対応

以下に機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

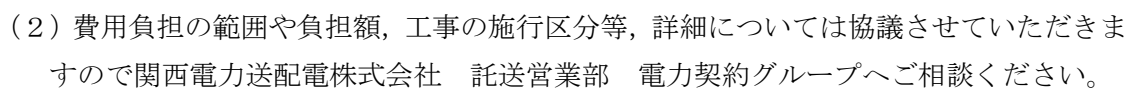
機能	確認方法			試験内容（例）
	現地 確認	対向 試験	書類 確認	
GF 機能	○			■ 各負荷時および負荷変化時における系統周波数変化への追従が行えること。
LFC 機能 （自動周波数制御）	○	○		■ LFC 上げ下げ信号に従い，電源等の出力が，入札書の添付書類に記載の出力変化速度どおりに変化すること。 ■ 現地での模擬入力および当社中央給電指令所との対向試験を実施。

EDC 機能 (経済負荷配分制御方式)	○	○		■ 電源等出力を変化させ、発電端または送電端出力の平均出力変化速度を計測し、出力変化速度が規定値以上であること。 (EDC 追従時は MWD が作成された時点からの計測とする。) ■ 現地での出力設定および EDC による当社中央給電指令所との対向試験を実施。
給電情報自動伝送		○		■ 当社中央給電指令所との対向試験を実施。
起動時間 (並列～定格出力到達) (DR を活用した契約を希望される電源等には不要)	○			■ 8 時間停止： タービンを APS (自動プラント起動停止制御装置) ホットモードにて起動し、起動→100% 負荷および並入→100% 負荷までの時間を計測する。 ■ 56 時間停止： タービンを APS コールドモードにて起動し、起動→100% 負荷および並入→100% 負荷までの時間を計測する。 ■ 並列から 100% 出力到達までの時間が規定値以内であること。
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	■ 電源等の性能を証明する書類等の提出で確認する。

7. 専用線オンライン指令 (簡易指令システムを用いたものを除きます。) で制御可能にするための設備について

(1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からの専用線オンライン指令 (簡易指令システムを用いたものを除きます。) で制御可能にするための設備などは、契約者の費用負担にて設置して頂きます。また、中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化して頂き

イ 発電設備を活用した応札者の設備例



淡路島南部地域の電力系統について

